

令和3年11月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和3年11月教育委員会臨時会議

日 時 令和3年11月11日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2 番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長

兼学校教育環境整備室長

兼近代文学館長兼小牛田図書館長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 齊 藤 眞

教育総務課主幹兼管理係長 阿 部 秀 樹

教育総務課主事 青 山 裕 也

傍 聴 者 なし

---

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 協議

第 2 美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

第 3 研修バス運行事業等について

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 協議

第 2 美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

第 3 研修バス運行事業等について

- ・ 閉会

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） ただいまから、令和3年11月教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、教育総務課課長補佐、教育総務課主幹兼係長、教育総務課主事が出席させていただいております。

それでは会議を行います。

---

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、会議規則によりまして、教育長が指名をさせていただきます。

今回の会議の署名委員については、1番後藤眞琴委員、4番大森真智子委員にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

協議事項

日程 第2 美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

○教育長（大友義孝） では、早速でございますが、協議事項に入ります。

日程第2、美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について協議をいただきたいと思っております。

では、まず最初に事務局から説明をお願いします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、日程第2、美里町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明差し上げたいと存じます。

説明に当たりまして、着座にて失礼いたします。

まず、資料のほうは告示日に配布しており、既にお目通しいただいているかと思っておりますので、そちらを前提にご説明を差し上げたく思います。

本条例の一部を改正する目的につきましては、お手元の2枚物のうちのちょうど1枚目、こちらに理由という形で記載のほうさせていただいております。

現行の美里町奨学資金貸付条例第1条、こちらに貸し付けを行う目的というものを記させて  
いただいております。現行のものとしては、まず修学意欲のある学生及び生徒であること、そ  
して健康上支障がなく経済的理由により学資の確保に困難がある者、そういった方に奨学資金  
を貸し付けすることによって、修学の促進、社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育  
の機会均等に寄与することを目的とする、こういった内容で規定しているところでございます。

この条文中の、「健康上支障がなく」というこの規定でございます。こちらが実際の目的を  
達成する上で、健康上に支障がないという解釈を取ってしまうと、規定上、解釈によって、で  
は健康上に支障がある方、例えば障害がある方とか、そういった方々に教育の機会均等という  
目的が果たせなくなってしまうのか、そういった方が、例えば学資がどうしても必要であって、  
それにより修学の機会、そういったところの機会を失われてしまわないのか、そういったとこ  
ろが解釈によって懸案される部分でございます。あくまでそういったところを問わずという形  
で学資を十分に求めることによって、子供たちの教育の機会を促進するというのが本条例の目  
的でございますので、今回、こちらの第1条中の「健康上支障がなく」、この部分を削るこ  
とによって、そういった懸案される解釈にならないように一部改正をするものでございます。

こちらの内容を基に、ぜひとも委員皆様のほうでご協議いただければ幸いです。

説明については以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、この件につきましてご意見を頂戴したいと思います、追加資料がありますね。

○教育総務課主事（青山裕也） 大変失礼しました。追加資料として本日お渡しさせていただ  
いておりました。奨学資金貸付条例というものをお出し差し上げました。こちらは合併前の旧南  
郷町で行われておりました奨学資金の貸し付けに伴う根拠条例でございます。合併に伴い、こ  
ちらの第1条（目的）という部分が引き継がれた結果として、今回、奨学資金貸付条例、その  
まま残っていたという経緯でございましたので、これが現行の条例のほうを改正することによ  
って、健康上の理由というのを今回はなくすという形で改正を考えているところでございま  
す。参考としてぜひお目通しください。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） よく気がついてくれてよかったなと思っております。これ、「健康上支障  
がなく」というのは、青山さんが今説明してくれたように、拡大解釈すると差別の問題が大き  
く浮かび上がってきますからね。本当に改正に値するだろうと思えます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆さん、いかがでしょうか。特段意見がないとするならば、次回定例会で審議事項にさせていただきたいというふうに考えております。よろしければそういう考え方で進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、青山主事。

○教育総務課主事（青山裕也） こちら条例でございますので、恐らく審議ではなく、ご協議で問題なければ後は町長部局の流れになっていくかなと思われませんが。

○教育長（大友義孝） そうですね。じゃあ本日の臨時会の中で確認が取ればそれで申し入れをするという形でいいということですね、事務局で。分かりました。

じゃあ定例会のほうでは審議事項もなしということで、本日、臨時会の場合の確認事項ということでさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ではそのような……（「よろしいでしょうか」の声あり）

○教育総務課主事（青山裕也） こちらのご承認をいただいた、確認いただいたということでございますので、直近の12月議会のほうでございますので、そちらのほうに提案という形で手続のほうに入らせていただければなと存じておりますので、そちらのほうをちょっと補足する形につけ加えさせていただきます。

○教育長（大友義孝） その場合の、議会の今予定組まれている部分というのは分かりますか。

○教育総務課主事（青山裕也） 議会につきましては、一応あくまでスケジュールでございますが、まず議会のほうの第1日目、こちらが12月14日。

○教育長（大友義孝） ごめんなさいね、何だか臨時会もあるというふうなことを聞いていたんですけども、そうじゃなくて定例会のほうに、議会の12月定例のいつもの会議に持っていくということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） すみません。私の聞いている情報だと、11月29日に臨時の議会があるというようなところで、正式には聞いていないんですが、そういう予定をしているというところがありますので、あとはそのあたりは中身が、そこでやるべきなのかというんですかね、ちょっと確認を総務課として対応かなとは思いますが。

○教育長（大友義孝） もっともね、条例の審査会もあることになると思いますので、そんな手続になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

○教育長（大友義孝） それでは、次、日程第3に移ります。

研修バス運行事業等について、協議をいただきたいと思います。

では、前回も説明いただきましたが、それ以降の経過等についてよろしくお願ひします。

管理係長、お願ひします。

○教育総務課主幹兼管理係長（阿部秀樹） 教育総務課管理係長の阿部と申します。よろしくお願ひします。

説明のほうさせていただきます。

前回、定例会のときに提案させていただいておりました。それで、その際に委員のほうから内容について、まず補助執行とかその他の事務、そちらのほうはまだ明確になっていないのではないかということで、その辺を踏まえて次回までちょっと持ち越すということで説明を受けております。その際、第1回目と第2回目につきましては、まず第1回目のほうから粗々なんですけれども説明をさせていただきますと、第1回目につきましては、防災管財課で管理している研修バス、こちらの業務が、今現在研修バスの利用率の低下、運転手の報酬等の支給額が低下するというので、運転手の雇用が難しくなるということでお話がありました。それについて、教育総務課、あと研修バスをよく利用するまちづくり推進課、この3課、こちらのほうで今後の研修バスについて打合せを行ったところ、今後も研修バスは必要とされたことによつて、じゃあ研修バスを今後どうするかという話になっています。その際に、まず研修バスとスクールバスを一元化することが一番効率的かつ経済的に管理が行えるのではないかという案が出ております。この辺につきまして、第2回目の打合せで、事業的などところとか詳細について打合せをするということでした。

第2回目につきましては、その事務のところについて、ソフト面、事務、ソフト面とバス関係、そちらのハード面として、その2点からいろいろ問題点を洗ってみたところ、まず一括管理できるということで打合せをしております。その際に、教育総務課のほうで研修バスも一緒に一括管理することが望ましいということで、事務、ソフト面については補助執行というものができるとはではないかということでありました。

すみません、さっきの話で、10月の定例会のほうに、私どものほうから補助執行によるバスなんかも、スクールバスと研修バスは一括して教育総務課のほうで行えるということで提

出させていただきます。

結果なんですけれども、第3回目の打合せが11月2日、こちらのほうで行ったところ、まず、補助執行による事務の確認については、補助執行に関する規則を一部改正し、別表2へ、教育総務課長への補助執行、そちらのほうの別表2へ追記することとし、管理職員については増員する方向で全員が一致した見解であります。

その他の事務についても、受付業務とかその辺については防災管財課と、今現在の防災管財課と同じ手順にし、公共的団体からの研修バスの利用依頼をまちづくり推進課で一度受けます。まちづくり推進課で審査し、その後教育総務課へ申請する流れとしておりますので、そちらのほうの流れはあまり変わってはいないんですけれども、まちづくり推進課、教育総務課へ申請する流れとされております。あわせて、運転手の報酬、運転業務等については、研修バスについてもスクールバスの運転手の報酬に沿って支払いを行い、研修バスの運転手もスクールバス、両方を運転業務に携わってもらうこととしております。第3回目のほう、それで決定をしております。

第3回目の打合せについては以上でございます。

○教育長（大友義孝） 教育次長、続けてお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 今はちょっと事務レベルでの調整の状況ということでお話をさせていただいたところでございます。

それで、私のほうからは、今日お配りしている資料ですね、「令和3年度第4回庁議」と表紙になっているものを基に説明をさせていただきたいと思っております。

座って説明をさせていただきます。

第4回の庁議が11月8日月曜日に開催されまして、協議事項の1番上、（1）令和4年度実施の研修バス事業の補助執行についてということで、防災管財課から提案があったというものでございます。これは、先ほどご説明させていただいた事務レベルでの話し合いを基に、防災管財課から協議の事項として出されたということでございます。

それで、1ページめくっていただきまして、令和4年度実施の研修バス事業の補助執行についてということで、内容的には先ほどご説明したとおりなのですが、研修バスの運営を継続してやっていくことがなかなか難しくなっているということで、スクールバス事業と一体的に教育総務課でやることはできないのかというようなところでございます。それで、教育委員会というか事務局といたしましては、今まで校外学習の部分で研修バスを使っているという

ころがございます。これは教育委員会の部分ということになりますし、それ以外の部分、これはまちづくり推進課に関する部分があるというようなところがございます。そういうものを含めて一元的にというようなところ、一体的にということなのですが、庁議の中では、やはりちゃんとした方向性がまだ見えていないというようなところもございまして、あとは文化・スポーツの部分が、町長部局のほうで特例法に基づいて行われているというようなところもございまして、バスにおいても、例えばまちづくり推進課に関わる部分はまちづくり推進課という考えもあるのではないかとこのところもございまして、全体的にちゃんと方向性を整理すべきではないかというようなところで話になりまして、あと将来的には新中学校のスクールバス、あとはもっと先には住民バスとの連携、そういう部分もございまして、その辺がまだ不透明だということもありまして、基本的にこの案件につきましては継続協議という話になっているところがございます。

ただ、来年度予算を当面どうしていくかという問題がまだ解決されないままに今後継続協議をしていくというようなところもございまして、これまで同様に防災管財課で来年度はやるのか、それともある程度調整をして教育総務課で行っているスクールバスと一体的に実施する、校外学習の部分につきましては本来の教育総務課で行うべきものとして捉えて、それ以外の部分につきましては補助執行として捉えて行う、あとは、防災管財課ではなくまちづくり推進課で例えば一部管轄する部分を運営していくのか。その辺が結論としては出ておりません。

それで、今日も報告ということになるとは思うのですが、いずれ来年度予算をにらみますと、やはり近々に当面の対応について調整をしていくということになると思います。

それで、教育総務課で補助執行というところがその案の中の一つとして出てくるところでございますが、そうなった場合の対応について、ある程度事務局のほうで協議を進めさせていただいてよろしいか、その部分を、予算に関する部分なので、ご報告は逐次したいというふうには思っているのですが、ある程度補助執行について協議をさせていただいてよろしいか、そのあたりを今日ある程度方向性を出していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

事務レベルの協議も終わって、庁議での協議を開催したんだけど、方向性が確定していないので継続協議というふうに庁議はなつたと。今後いろいろと次年度の予算編成もあるので、事務局のほうに協議を任せさせていただければありがたいというふうな趣旨だというふうに感じましたけれども、いかがでしょう、委員の皆さん、お気づきの点ございましたら意見を頂戴した

と思いますけれども。特にないでしょうか。（「よろしいですか」の声あり）留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 今、教育次長さんからご説明あったとおり、一応研修バスというのは、今事業等がコロナの関係で行われないということがあって、稼働率がなかったということで、従事しているドライバーさんに対してのいろいろな報酬がなかったということがあるという状況下で、スクールバスとの一元化の運営をという、これが恒久的なものではないというお話がありましたので、それは守るためにというお話だったと思いますので、それは継続的にお願いしたいなと思います。

あと、抜本的な研修バス、バスの保有についても継続的な協議をなされるということ、お話があったので、それはお願いしたいと思います。

今年になってコロナのほうが少し落ち着いて、経済活動が動き始めた途端、燃料費が高くなっているという状況下もあります。これからドライバーさんを確保するのにもどういふ変化があるのか分かりませんので、いろいろな方面からの、バスを町として保有して町民のために運行していくのか、それとも民間のほうに完全にお願いするケースを考えるのかというのいろいろあるかと思いますが、そのほうも並行してお願いしたいなというところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、留守委員から意見を頂戴しました。それも合わせて事務局といいますか事務レベルでも協議していただければということでございます。よろしくお願ひいたします。

そのほかございませんでしょうか。

庁議の中ではいろいろと、バス、今留守委員からもありましたように、バスを存続するのか委託にするのかという問題も当然ありますし、教育次長から説明のように、中学校統合をした場合のバスの運行、それと現在の小学校、幼稚園の送迎等の関係も出てきますので、一体的にやっぱりやっていかなければならないんだろうというふうな話も庁議の中では出ていたようです。

ただ、補助執行どうのこうのという部分ではなくて、町として、留守委員が今言われたような、町としてバスの運行をどういふふうにするのかという部分を先に方向性を決めていかなければならないということだと思ふんですね、留守委員さんのご意見。そんな内容になりますので、少し事務レベルでもう少し詰めていただければということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいですか、委員の皆さん。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、バスの関係についてはよろしくどうぞ、事務局、関係課の皆さんと相談して説明を受けていただくようによろしくお願いいたします。

では、今日は臨時会ということでございますので、案件につきましては以上の2か件でございました。予定の協議が終了いたしましたので、これをもって令和3年11月教育委員会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後1時54分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年12月24日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_